

2019年2月

## 2018年のスチュワードシップ活動に対する自己評価の結果について

当社は、投資先企業の企業価値の向上と持続的成長を促し、顧客・受益者の中長期的な投資リターンの拡大を図るため、スチュワードシップ活動に積極的に取り組んでいます。この度、同活動をさらに高めていくため、2018年（1月～12月）における当社のスチュワードシップ活動について自己評価を実施しましたので、その結果について以下のとおり公表します。なお、本自己評価は、2017年5月29日に改訂された日本版スチュワードシップ・コードの指針7-4が求める自己評価に対応したものです。

### 1. 自己評価の方法

当社のスチュワードシップ活動に係る最高意思決定機関である責任投資委員会のメンバーを中心にアンケートを実施し、その結果に基づいて議論を行いました。利益相反管理に係る事項を中心に、同委員会に対する監視機能を担う責任投資諮問会議のメンバーもアンケート及び議論に加わっています。アンケートの概要については、本資料末尾をご参照ください。

### 2. 自己評価の結果(全体)

スチュワードシップ活動の自己評価に係るアンケートを行った結果、当社におけるスチュワードシップ活動は適切だったとの回答は9割超を占めました。アンケートの結果とアンケートで寄せられたコメントに基づき、責任投資委員会において議論を行った結果、前回強化ポイントとして見出した以下3点への対応を含め、概ね適切なスチュワードシップ活動を行うことができたと評価しております。

- 関係する部署間の連携を強化し、エンゲージメントの実効性のさらなる向上に努める。
- 責任投資委員会では、エンゲージメントや議決権行使に係る方針・基準の策定・変更や個別性の高い議案の判断等、より重要性の高い事項について議論を深めていくことができるよう、効率的・効果的な運営に努める。
- 情報開示について、より分かりやすい内容とするなど、一層の充実に努める。

一方、当社のスチュワードシップ活動の実効性をさらに高めていくための強化ポイントとして、以下を見出すことができました。

- 責任投資委員会において、より重要性の高い事項について議論を深めていくことができるよう、引き続き、効率的・効果的な運営に努める。
- エンゲージメント活動について、責任投資委員会及び運用調査本部内で情報共有及び意見交換する機会を増やし、PDCAサイクル\*をさらに高める。
- スチュワードシップ活動の持続性をさらに高めるため、引き続き、運用調査本部における適切な人員の確保や育成に取り組む。

\*「PDCAサイクル」とは、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）を繰り返すことで、業務を改善していく手法です。

## 3. 自己評価の結果(各原則)

日本版スチュワードシップ・コードの各原則に対応する当社の活動に係る自己評価の結果は、下表のとおりです。

原則	自己評価の結果
原則 1 方針の策定と公表	<p>当社では、責任投資委員会がスチュワードシップ活動全般に関する方針の策定を担っています。2018 年は、責任投資委員会において資料の内容の充実や事前説明会の実施といった取組みを行いました。これによって運営の効率性が高まり、特に重要度の高い議題について、議論を深めることができたことと評価しています。</p> <p>一方、引き続き、責任投資委員会においてより重要性の高い事項について議論を深めていくことができるよう、効率的・効果的な運営に努めることが今後の強化ポイントであると認識しています。</p>
原則 2 利益相反の管理	<p>当社では、責任投資諮問会議が責任投資委員会に対する監視機能を担っています。同会議においては独立性の高い社外取締役がメンバーの過半数を構成しています。2018 年は、利益相反のおそれがある株主総会議案について、事務局がその旨を明らかにした上で責任投資委員会にて議論を行い、賛否を決定しました。また、経営陣も利益相反の管理及び当社のガバナンス強化に十分にコミットしていることを確認しました。当社において、スチュワードシップ活動を推進する際に生じる利益相反を管理するための体制を整備し、適切に管理することができたことと評価しています。</p>
原則 3 投資先企業の 状況の把握	<p>当社では、企業のトップマネジメントや IR 担当者等との豊富な面談の機会を通じて、企業調査を行うアナリスト、運用者及び ESG*を中心に調査を行う ESG スペシャリストが投資先企業と対話を行っています。2018 年は、特にアナリストと ESG スペシャリストの間の連携を強化し、情報共有に努めました。これにより、投資先企業の状況について ESG 等の非財務情報を含め適切に把握したうえで、スチュワードシップ活動に取り組むことができたことと評価しています。</p>
原則 4 エンゲージメント (投資先企業との 建設的な「目的を 持った対話」)	<p>当社では、「事業・財務戦略」、「ESG」及び「開示・対話」の中から特に重要な対話のテーマを設定し、対象企業に対して継続的に働きかけています。エンゲージメントの実施状況については、責任投資委員会に定期的に報告を行うほか、関係部署間で連携し、投資先企業の評価に係る情報共有を行っています。</p> <p>2018 年は、特にアナリストと ESG スペシャリストの間で組織的に連携を行うプロセスを強化し、アナリストの事業・財務戦略に関する問題意識と ESG スペシャリストの ESG に関する問題意識の共有を促進し、エンゲージメントの実効性向上に努めました。エンゲージメントについては、概ね適切に行うことができたことと評価しています。</p>

原則	自己評価の結果
	一方、エンゲージメント活動について、責任投資委員会及び運用調査本部内で情報共有及び意見交換する機会を増やし、PDCA サイクルをさらに高めることが今後の強化ポイントであると認識しています。
原則 5 議決権行使	当社では、責任投資委員会において議決権行使基準を策定するほか、定性判断が必要な個別性の高い議案について、株主価値の視点から賛否の判断を決定しています。2018 年は、議決権行使基準の改定を行うとともに、責任投資委員会における審議を高度化するため、提供する情報を質・量ともに充実化しました。また、個別性の高い議案については投資先企業とのミーティングを積極的に行い、詳細な事実認識に努めました。同委員会において体系的かつ実質的な議論を行うことができ、議決権行使基準の改定及び個別議案の判断ともに適切に行うことができたことと評価しています。
原則 6 顧客・受益者への報告	当社では、ホームページにおいて議決権行使基準及び個別議案の議決権行使結果を開示しています。2018 年には、11 月の議決権行使基準の改定に際して概要をまとめた資料を公表しました。また、1 年間のスチュワードシップ活動全般をまとめた「責任投資レポート 2018」の作成にも着手し、2019 年 2 月に公表しています**。いずれにおいても分かり易い内容とするよう努め、充実した情報開示・報告を行うことができたことと評価しています。
原則 7 スチュワードシップ活動のための実力	<p>当社では、スチュワードシップ活動を実効的に行うため、責任投資委員会及び運用・調査部門を中心とする体制を整備しています。2018 年は、責任投資委員会の委員を増員するなど体制の強化に努めたほか、前回の自己評価を通じて見出した強化ポイントについても対応を進め、スチュワードシップ活動に係る PDCA サイクルを機能させることができました。実力を高めるために適切な取組みを行うことができたことと評価しています。</p> <p>一方、スチュワードシップ活動の持続性をさらに高めるため、引き続き、運用調査本部における適切な人員の確保や育成に取り組むことが今後の強化ポイントであると認識しています。</p>

\* 「ESG」とは、Environment（環境）、Social（社会）及び（Corporate）Governance（企業統治）の総称です。

当社は、ESG 課題を、企業が社会的責任や持続性の観点から取り組むべき事項として重要視しています。

\*\* 当社ホームページに公表しています。

[https://www.nomura-am.co.jp/corporate/service/responsibility\\_investment/ri-report.html](https://www.nomura-am.co.jp/corporate/service/responsibility_investment/ri-report.html)

#### 4. 今後の対応

本自己評価を通じて挙げられた強化ポイントについては、今後、責任投資委員会で議論を深め、スチュワードシップ活動をさらに高めていくよう取り組んでゆきます。

以上

## 【（ご参考）アンケートの概要】

対象者	設問の内容に応じ、以下が回答しました。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 責任投資委員会*委員 8 名</li> <li>・ 責任投資委員会事務局 5 名</li> <li>・ 責任投資諮問会議**メンバー3 名</li> </ul>
実施時期	・ 2018 年 12 月
対象期間	・ 2018 年 1 月～12 月
回答方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 記名式</li> <li>・ 選択式（4 択）</li> <li>・ コメントを自由記載</li> </ul>
設問	合計 13 問：日本版スチュワードシップ・コードの各原則に対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則 1（方針の策定と公表）： 1 問</li> <li>・ 原則 2（利益相反の管理）： 3 問</li> <li>・ 原則 3（投資先企業の状況の把握）： 1 問</li> <li>・ 原則 4（エンゲージメント）： 3 問</li> <li>・ 原則 5（議決権行使）： 3 問</li> <li>・ 原則 6（顧客・受益者への報告）： 1 問</li> <li>・ 原則 7（スチュワードシップ活動のための実力）： 1 問</li> </ul>

\* 運用・調査関係者により構成

\*\* 利益相反管理統括責任者 1 名及び独立社外取締役 2 名により構成